****・ フェアコンサルティング グループ

FCG 中華圏 ニュースレター



北京・蘇州・上海・成都・広州・深圳・台湾・香港

2023年12月1日 No. 184 (毎月1日発行)

パンデミックによる滞在延長申請に係る特別措置の廃止

1. パンデミックによる滞在延長申請に係る特別措置の廃止

香港移民局は2023年11月1日、パンデミック下で香港域外にいる香港非永住者が、香港域外からでも滞在延長を申請できる特別措置が2024年1月1日に廃止されることを注意喚起しました。2024年1月1日以降の滞在延長申請について、申請者は申請時及び"e-Visa"の取得時の両方において香港に物理的に滞在している必要があります。

特別措置は、12月31日までの滞在延長申請に対しては引き続き適用されるため、一般的な就労ビザや家族ビザを取得していて、滞在期限が間近(通常4週間以内)に迫っている場合は、香港域外からでも滞在延長を申請することができます。

一方で、この特別措置による香港域外からの滞在延長の申請が承認された場合でも、香港での永住権を取得するための7年間の継続的な居住要件に、香港域外に滞在していた期間を含めることができるかどうかは、永住権の資格確認申請時の移民局による判断となることにご留意ください。

2. 株式譲渡にかかる印紙税法案の可決

2023年の施政方針演説で行政長官によって発表された、株式譲渡にかかる印紙税率を 0.13%から 0.10%に引き下げる方針が立法会にて可決されました。 2023年 11月 17日以降に行われる株式譲渡に対して、引き下げ後の印紙税率が適用されます。

3. 域外源泉処分益課税法案の可決

前号でお伝えした域外源泉所得非課税制度(FSIE)の改正案が、2023 年 11月29日、立法会で正式に可決されました。同改正案は、域外源泉の処分益に関する資産の範囲を株式や持分以外の資産に拡大することにより、香港の域外源泉所得非課税制度(FSIE)を改正するものです。

今回の改正により域外源泉処分益に関する資産の範囲が拡大される一方で、影響を受ける多国籍企業のコンプライアンス負担を最小化するために免除及び軽減措置が設けられており、香港の FSIE 制度の既存のコンプライアンスフレームワークは、改正後の FSIE 制度にも引き続き適用されます。

4. 合併に関する規定及び税務上の取り扱いをテーマとする DIPN63 が発表

香港税務局は 2023 年 11 月 14 日、DIPN63 を発表しました。 DIPN とは香港税務局が発表する 税務上の解釈及び実務指針のシリーズであり、今回の DIPN63 は裁判所の認可を必要としない合併に 関する規定及び税務上の取り扱いがテーマとなっています。

2014年3月3日以降、香港で設立され、完全所有されているグループ内企業の合併(適格合併)

・・・ フェアコンサルティング グループ

FCG 中華圏 ニュースレター



北京·蘇州·上海·成都·広州·深圳·台湾·香港

については裁判所の認可が不要となっています。今回の DIPN63 では、2021 年 6 月 11 日以降の適格合併における税務上の取り扱いが、具体例や図表とともに、より理解がしやすいように解説されています。詳細については以下の URL をご参照ください(https://www.ird.gov.hk/eng/pdf/dipn63.pdf)。

5. 適格持分保有者による処分益に関する税制改正

香港税務局は 2023 年 10 月 20 日、適格持分保有者による処分益に関する税制改正の詳細を発表しました。この改正は、2024 年 1 月 1 日以降に発生し、2023 年 4 月 1 日以降に開始する会計年度の基準期間に発生するオンショア処分益に適用されます。

香港においては原則としてキャピタルゲインは非課税であり、香港内で発生した資本性の持分処分益 (オンショア処分益) は課税対象になりません。取引が資本性かどうかについて、現行の税制では Badges of Trade 分析を用い、取引の詳細を確認することで判断されてきました。

改正後は、一定の条件を満たす適格投資主体が得たオンショア処分益は自動的に資本性とみなされ、 税務局による Badges of Trade 分析及び会社による分析結果に対する税務局対応が不要になります。

適格基準は、投資主体が適格投資主体であること、処分される対象が適格投資先企業の適格持分であること、対象となる持分の処分について、持分の保有条件が満たされていることの3点です。各用語の定義は以下の通りです。

・適格投資主体:法人、パートナーシップなど、個別の財務諸表を作成する組織

·適格投資先企業:同上

・適格持分:投資先企業の利益、資本に対する権利を有する持分

・持分の保有条件:処分の直前24か月間、投資先企業の15%以上の持分を保有していること

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心 16 樓 1629A-30 室

電話:+852-2156-9698

担当:山口(YAMAGUCHI)日本国公認会計士

ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。